

荒尾市民病院 入院セット提供業務仕様書

1. 業務名

荒尾市民病院 入院セット提供業務

2. 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

事業者は、荒尾市民病院（以下「当院」という。）において、建物の一部を借り受け、協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、希望する入院患者及びその家族等に対し、入院生活に必要な寝巻類、タオル類、紙おむつ及び日常必需品等の患者負担となる物品（以下、「入院セット」という。）を提供する業務を実施する。

4. 業務実施場所

荒尾市民病院内

荒尾市荒尾 2600 番地

【参考】

病床数 274 床 1 日平均入院患者数 217 人（平成 28 年度実績）

新規入院患者数 3,876 人（平成 28 年度実績）

5. 運営時間

利用者説明窓口は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの運営とすること。なお、入院セットの提供は、土曜、日曜、祝日を含み 24 時間提供できるよう準備すること。

6. 貸付の場所

業務実施に必要な保管場所等を貸し出す予定としているが、具体的な場所の詳細は、当院と事業者との協議により決定するものとする。

利用者説明場所 : 受付フロアの一部

在庫保管場所 : 各病棟指定の保管場所

使用済みリネン等保管場所 : 各病棟指定の保管場所

自動販売装置設置場所 : 救急外来の一部

7. 貸付条件

施設の貸付については、地方自治法第 239 条の 4 第 2 項第 4 号及び荒尾市病院事業施設管理規程の規定に基づき使用許可申請書を申請の後、当院が使用許可を行う。

なお、使用料については、荒尾市行政財産使用料条例に準じて決定する。

【使用料の額】

使用する面積1平方メートル当たり11,429円(年額、税抜き)。ただし、使用する面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その使用する面積を1平方メートルとする。

8. 入院セットの構成

- ・ 衛生面に十分配慮したものであること。なお、寝巻類、タオル類については、洗濯を含むこと。
- ・ 契約期間内であってもサービスの見直しや変更に対応できること。
- ・ 日々の利用者の状態に合わせて、次の物品により構成された複数の入院セットを準備し提案すること。また、セット料金等は極力安価となるよう配慮すること。
- ・ 新生児用の物品については、別業者と契約を締結しているため当分の間、入院セットの提供は見送る。

① 基本セット

寝巻(パジャマ・浴衣・甚平・介護寝巻等の各タイプ)、バスタオル、フェイスタオル、ボックスティッシュ、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、ウェットティッシュ、入れ歯用洗浄剤、入れ歯ケース、スリッパ、口腔スポンジ、口腔ジェル、ストロー、吸い飲み、ボディソープ、シャンプー・リンス

- ・ セット用品については上記基本セットから必要なものを選定し、すぐに入院患者に提供できるようあらかじめ準備しておくこと。
- ・ 利用者の希望により必要な商品を単品で組合せて利用できるような対応も提案すること。
- ・ リネン類の洗濯業務に関しては、医療関連サービスマークの認定を受けた事業者が行うこと。

② 紙おむつセット

大人用紙おむつ(テープ式・パンツ式)、尿取りパッド、使い捨てお尻ふき

- ・ 利用者の状況により、リハビリ用パンツへの変更へも対応すること。
- ・ おむつなどの製品に関しては、衛生面等を考慮し、当院職員の希望する規格を満たす製品を準備すること。
- ・ 使用枚数、指定メーカー等あれば記入

9. 入院セット提供事業の案内

入院セット提供事業の利用案内は、事業者の責任において行わなければならない。また、商品内容・契約手続・配布方法・回収方法・支払方法などを利用者等に対しわかりやすく丁寧に説明すること。

10. 利用者との契約

契約手続きは、入院セットの提供について十分な説明を行ったうえで、利用者と事業者が直接行うこと。また、利用申込書等の管理も事業者が適切に行うこと。

利用者の個人情報については、慎重に取り扱うこと。当該事業で知り得た個人情報は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても他に漏らしてはならない。

11. 入院セットの配布と使用済みリネン類の回収

入院セットの配布業務については、当院が指定した保管場所に保管し、当院職員が入院患者の申し出、又は当院職員の判断により必要に応じて利用者及び利用予定者へ配布する。

使用済みのリネン類の回収については、事業者が責任を持って行うこと。

12. 物品管理

事業者は、利用者と契約した入院セットを速やかに配布できる数量を準備することはもとより、緊急対応の場合を見込んだ数量を確保しておくこと。

なお、物品の保管場所は当院と協議したうえで決定すること。

13. 利用料金の請求

利用料金は、事業者が利用者等へ直接請求するとともに集金も事業者が行うこと。また、利用者等に対し利用料金等の説明は契約時に丁寧に説明すること。

利用料金等の未回収が発生した場合は、利用者と事業者間で解決することとし、当院は関知しない。

14. 利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者等からの問合せや苦情に対し、誠意を持って対応すること。また、利用者等からの問合せや苦情により、当院の病院事業運営に影響を与えないように対応すること。

15. 病院職員への周知

運用開始前に、当院職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。なお、病院職員からの要望には可能な限り対応すること。

16. その他

災害時においても商品供給などの対応が可能な体制を整備すること。

備品の設置等が必要な場合は、事業者の負担で対応すること。

この仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し定めることとする。